

令和5年2月農業委員会総会議事録

令和5年2月24日午後3時00分、令和5年2月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 26名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
7番	種澤 達也	委員	8番	町田 高司	委員	9番	石岡 千鶴子	委員
10番	三上 浩太	委員	11番	小林 政貴	委員	12番	小田桐 明	委員
13番	石岡 人志	委員	14番	福士 章逸	委員	15番	小嶋 勇成	委員
16番	木村 芳文	委員	17番	平井 秀樹	委員	18番	成田 繁則	委員
19番	佐藤 剛郎	委員	20番	大湯 茂八郎	委員	21番	戸澤 幸彦	委員
22番	高橋 貴志	委員	23番	田村 眞裕美	委員	24番	成田 毅	委員
25番	髙森 弘義	委員	26番	前田 優考	委員			

欠席委員 0名

出席事務局 8名

事務局 長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局主幹兼総務係長	高木 一誠	事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子
事務局岩木分室総括主査	浅利 敏江	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第10号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第11号	農地転用許可に係る意見について
議案第12号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第13号	農用地利用集積計画の決定について
議案第14号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第15号	農用地利用配分計画案に係る意見について
報告第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第8号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長	ただいまから令和 5 年 2 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告（省略）】
事務局次長	それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。16 番木村芳文委員、17 番平井秀樹委員、19 番佐藤剛郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。 それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 10 号を議題といたします。議案第 10 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	1 ページをお開き願います。議案第 10 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 23,736.19 m ² 、畑 19 件 172,737 m ² 、合計 24 件 196,473.19 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 24 件 128,209.74 m ² 、畑 16 件 88,734 m ² 、合計 40 件 216,943.74 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 2 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、石岡千鶴子委員、三上浩太委員、小林政貴委員それに私、川村であります。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 135 番について申し上げます。譲受人は、以前より親が所有する農地で農作業の手伝いをしておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、市が行う園地継承円滑化システムを活用して農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、同様にしつりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 231 番について申し上げます。借受人は、数年前から親戚が所有する農地で農作業の手伝いをしておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、知人の協力により農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、知人の指導の下、同様にしつりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。20 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 241 番及び 242 番について申し上げます。借受人は、自身で農業経営したいという思いがあり、現在、国が行う新規就農者育成総合対策事業を活用し、りんご、桃、ピーマンの研修を受けております。今回、知人の協力により農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べて

調査副委員長	おりました。今後は、知人の指導の下、りんご及び桃を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第10号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第10号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第10号については、許可することに決定いたします。次に、議案第11号を議題といたします。議案第11号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31ページをお開き願います。議案第11号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑1件383㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。33ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号12番は、農地区分が第3種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第11号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第11号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 11 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 12 号を議題といたします。議案第 12 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。議案第 12 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 2 件 1,708 ㎡、畑 1 件 500 ㎡、合計 3 件 2,208 ㎡であります。また、使用収益権関係では、畑 1 件 231 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。37 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 26 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 27 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 28 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる「農畜産物処理加工施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。38 ページ、使用収益権関係、受付番号 8 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 12 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 12 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 12 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長	39 ページをお開き願います。議案第 13 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 3,898 ㎡、畑 15 件 89,527 ㎡、合計 17 件 93,425 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
小田桐明委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (小田桐明委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 42 ページ、所有権関係、受付番号 103 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	所有権関係、受付番号 103 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 13 号のうち、所有権関係、受付番号 103 号については、委員会報告のとおり決定いたします。小田桐明委員の着席をお願いします。 (小田桐明委員着席)
議 長	それでは、議案第 13 号のうち、所有権関係、受付番号 103 番を除く計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 13 号のうち、所有権関係、受付番号 103 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 13 号のうち、所有権関係、受付番号 103 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 14 号を議題といたします。議案第 14 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

議 長

事務局より説明を求めます。

事務局次長

47 ページをお開き願います。議案第 14 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 3,083 ㎡、畑 15 件 78,755 ㎡、合計 16 件 81,838 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 6 件 46,193 ㎡、農地中間管理事業であります。今回提出されました件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 16 件、貸借 6 件が整ったものであります。53 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 18 番から 56 ページ受付番号 23 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。54 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 19 番から 56 ページ受付番号 23 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上であります。

議 長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

前田優考委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(前田優考委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 54 ページ、使用収益権関係、受付番号 20 番から 56 ページ、受付番号 23 番までについて御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番から、23 番までについて、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番から 23 番までについては、原案のとおり決定いたします。前田優考委員の着席をお願いします。

(前田優考委員着席)

議 長

それでは、議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番から 23 番までを除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長	議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番から 23 番までを除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番から 23 番までを除く計画案については、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 15 号を議題といたします。議案第 15 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	57 ページをお開き願います。議案第 15 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 3,356 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	59 ページをお開きください。受付番号 9 番につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である 公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであります。以上、申し上げた内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 15 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 15 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
前田優考委員	はい。この借り手の人、年齢が 81 歳で 15 年？
議 長	はい、事務局。
藤田農地利用促進係長	はい。こちらの農地に関しては、猿沢地区の機構集積の関係で、貸し借りついでいるところでして、前の所有者が亡くなってこちらの方が相続していたので、前の方と同じ期間で契約したので、15 年となっております。
議 長	いいですか？
前田優考委員	はい。
議 長	異議ないものと認め、議案第 15 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。 次に、報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	61 ページをお開き願います。報告第 7 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による

事務局次長	農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 73,585 m ² 、畑 20 件 194,208.49 m ² 、合計 28 件 267,793.49 m ² であります。なお、届出理由につきましては、63 ページから 66 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 7 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 8 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	67 ページをお開き願います。報告第 8 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 29 件 147,589.96 m ² 、畑 5 件 51,248.46 m ² 、合計 34 件 198,838.42 m ² であります。なお、解約理由につきましては、69 ページから 72 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 8 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔閉会時刻：15 時 33 分〕